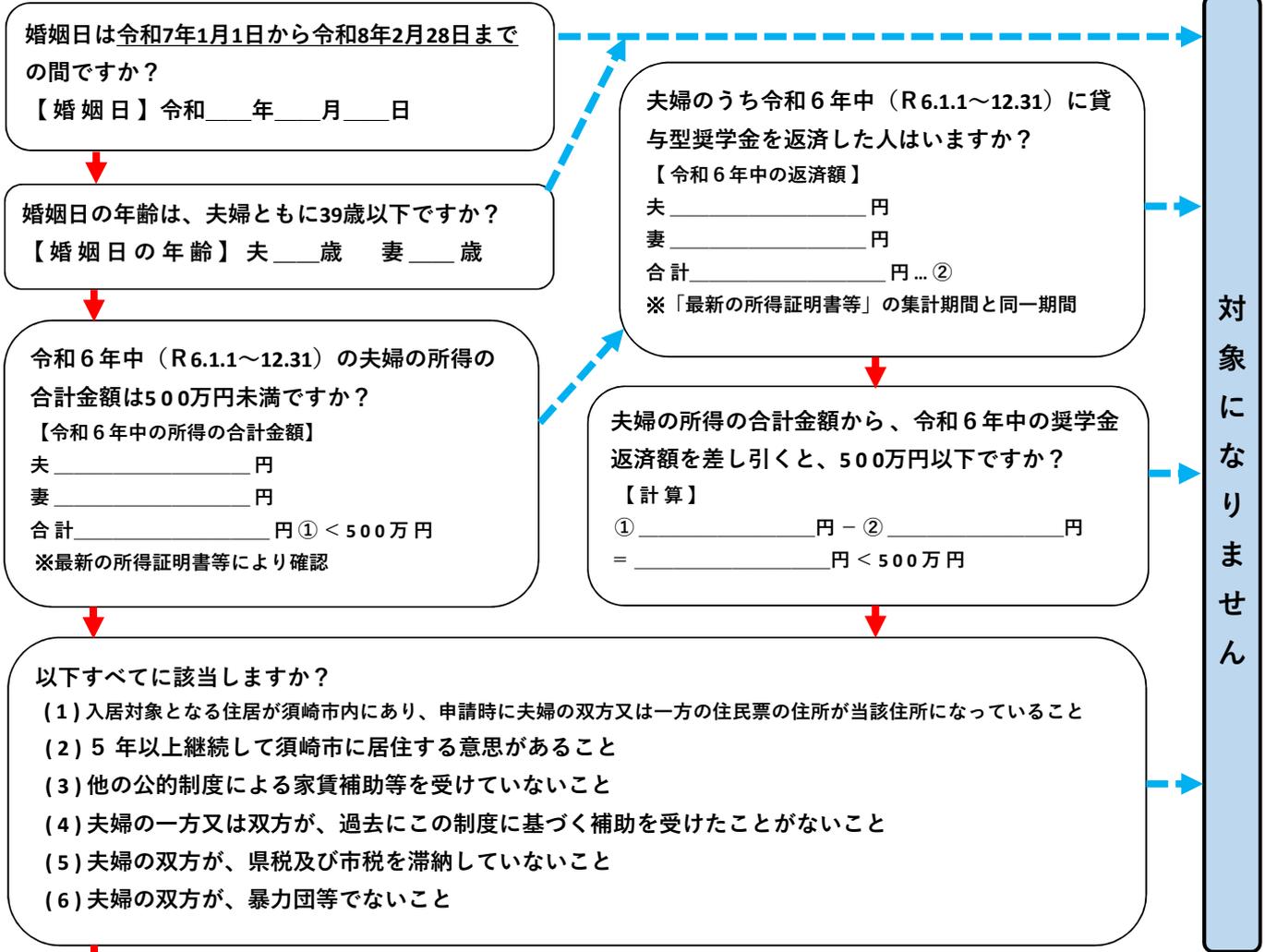


# 令和7年度須崎市結婚新生活応援事業費補助金フローチャート

→ はい    → いいえ



**対象となる可能性があります**

親世帯と同居または近居していますか？※近居：新婚世帯と親世帯が同一小学校区内に居住又は直線距離がおおむね5km以内

**補助上限額 45 万円**

**補助上限額 30 万円**

●補助対象経費  
令和7年4月1日から令和8年3月10日までの間に支払が完了した以下の(1)～(4)の費用の合計が対象です。

(1) 住宅の購入費 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 \_\_\_\_\_ 円 ※住宅手当分を差し引く  
(3) 住宅のリフォーム費用 \_\_\_\_\_ 円  
(4) 引っ越し費用 ※引越業者または運送業者に支払った費用 \_\_\_\_\_ 円

補助金の額【(1)+(2)+(3)+(4)】 = \_\_\_\_\_ 円 (1,000円未満切り捨て)  
※補助上限額 45万円 又は 30万円